

牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・物価等の高騰による影響を受ける中小企業者等を支援することで中小企業経営の安定を図るため、予算の範囲内において牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、牟岐町補助金交付規則（昭和60年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、中小企業者等（個人事業主を含む）とし、以下の要件に該当する企業（事業者）とする。

- (1) 小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- (2) サービス業：資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- (3) 卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下
- (4) その他の業種：資本金3億円以下または従業員300人以下

(交付要件)

第3条 補助対象事業者は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 令和4年4月1日以降において、牟岐町内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 法人の場合は牟岐町内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていること。ただし、牟岐町外に登記上の本社、本店を置いている場合は、牟岐町内の事業所のみを対象とする。
- (3) 個人事業者の場合は牟岐町内で事業を行っており、事業収入を得ていること。（不動産収入は除く）ただし、町内事業所のみを対象とする。
- (4) 副業ではなく、反復継続的に営利目的で営み、事業所得を確定申告していること。
- (5) 町税等の滞納がないこと。（納付猶予の手続きを行っている場合を除く）
- (6) 次に該当する者は本給付金の給付対象外とする。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託業者」を行う事業者
 - ・ 政治団体
 - ・ 宗教上の組織若しくは団体

- ・牟岐町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体
- ・上に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当ではないと町長が判断する者

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が事業経営のために要した光熱水費（ガス、電気、水道、灯油）、燃料費（ガソリン、軽油）とする。ただし、事業経費として確定申告に計上されるものに限る。（自家用は除く。）

- 2 牟岐町農業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金、牟岐町林業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金は重複して助成できないものとする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、町長へ提出するものとする。

- 2 補助金交付申請書の記載については、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金申請要領（以下「要領」という。）で定める。

- 3 補助金の交付は同一の者に対して 1 回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 町長は、前条の規定により申請があったときは、申請書類を厳正に審査し、当該申請者に対し、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第 7 条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付をしないときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、不交付の理由を付して補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第 8 条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、補

助金交付決定取消通知書（様式第 5 号）を通知する。

- （1）虚偽、又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- （2）その他この要綱の規定に違反したとき
- （3）前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（税務上の取り扱い）

第 9 条 税務上の取り扱いについて、本補助金については、原則、確定申告の補助該当決算期において雑収入として計上するものとする。

（書類の保管）

第 10 条 補助対象事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項の保管期間は、補助対象事業における完了の日又は廃止の承認を受けた日のいずれか遅い日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

⑩

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業

2 申請額 金 円

3 関係書類

- (1) 費用計算書 (別紙 1)
- (2) 誓約書 (別紙 2)
- (3) 補助金請求書 (様式第 4 号)

様式第 2 号

牟岐町補助金指令第 号
年 月 日

様

牟岐町長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、通知します。

記

- 1 事業名 牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱
- 2 補助金の額 金 円
- 3 補助金交付条件等
 - (1) 牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すること
 - (2) その他

様式第3号

年 月 日
番 号

様

牟岐町長 印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金について、次の理由により交付しないことを決定しましたので、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

記

(不交付の理由)

様式第 4 号

補助金請求書

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

㊞

右の金額を 請求します。	請求 金額	¥	円
-----------------	----------	---	---

摘 要	
補 助 事 業 名	牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業
補 助 指 令 金 額	
補 助 指 令 番 号	
補 助 指 令 年 月 日	
補 助 金 額	既 受 領 額
	今 回 請 求 額
	残 額
請 求 区 分	1 精算 2 概算 3 前金

口座振込先
金融機関名 () 店舗名 ()
預金種別 (1 普通 2 当座)
口座番号 ()
口座名義 (カタカナ書き)
()

様式第 5 号

年 月 日
第 号

様

牟岐町長 ⑩

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号で交付決定通知をした牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金について、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり補助金を取り消します。

記

- 1 事業名 牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業
- 2 補助金の額
取消後 金 円
取消前 金 円
- 3 取り消しの理由